

会 議 録 目 次

平成 1 3 年第 5 回海田町議会 1 2 月定例会（第 3 日目）

平成 1 3 年 1 2 月 1 1 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 50 号議案	平成 1 3 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）……………	4
日程第 2	第 51 号議案	平成 1 3 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	3 7
日程第 3	第 52 号議案	平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	4 0
日程第 4	第 53 号議案	平成 1 3 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）…	4 3
日程第 5	発議第 8 号	米国における同時多発テロ事件に関する決議案……………	4 4
日程第 6	発議第 9 号	W T O 農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書案…	4 4
		（閉 会）……………	4 5

平成13年第5回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年12月7日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月11日 (火) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池の本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事
兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 西 本 徹 郎 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | 永 海 房 雄 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |

| | |
|---------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 教 育 部 参 事 兼 | 柳 原 徹 |
| 海 田 東 公 民 館 長 | |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 佐 藤 隆 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |
| 下 水 道 課 長 | 楨 根 君 夫 |
| 水 道 課 長 | 畠 山 隆 |
| 下 水 道 課 主 幹 | 野 間 宏 紀 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任 | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程（第 3 号）

- 日程第 1 第 50 号 議案 平成 13 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 第 51 号 議案 平成 13 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 第 52 号 議案 平成 13 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 第 53 号 議案 平成 13 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 発議第 8 号 米国における同時多発テロ事件に関する決議案
- 日程第 6 発議第 9 号 W T O 農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（河野）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 6 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野） 日程第１、第50号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤） 皆さんおはようございます。連日、引続いてご苦勞を大変おかけいたします。よろしくお願いします。

第50号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算（第３号）。平成13年度海田町一般会計補正予算（第３号）は、稲葉地内道路改良工事費及び屋外教育環境整備事業に伴う経費等の増額の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ6,263万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億837万8千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野） 財政課長。

○財政課長（内田） 平成13年度海田町一般会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料５の平成13年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。なお、人件費関係、給料、職員手当等、共済費の補正につきましては、後ほど総務課長が一括してご説明いたします。

それでは、まず６ページをお開きください。総務費の人事管理費の賃金でございますが、産休職員の代替措置としての臨時職員賃金38万6千円の増額をするものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、職員の中途退職による退職手当組合特別負担金857万円の増額、職員団体生命共済負担金の執行残14万4千円の減額及び広島市との職員派遣交流負担金100万2千円の増額、合わせて942万8千円を増額するものでございます。

９ページをお願いいたします。９ページに移りまして、民生費の社会福祉費の老人福祉費の委託料でございますが、老人福祉計画及び介護保険事業計画の改定に伴う基礎調査業務委託料の入札残102万4千円、利用者数等が当初見込みより少なかったこと及び送迎の運転業務が不要になったことによるいきいきデイサービス事業の執行残500万円、在宅介護支援センター運営事業費の執行残400万円及び老人ホーム入所措置費の執行残200万円をそれぞれ減額、利用者増による配食サービス事業費160万円の増額、合わせて1,042万4千円を減額するものでございます。

次に心身障害者福祉の委託料でございますが、身体障害者更生援護施設の入所待機中

1名の未入所期間8カ月分及び入所者1名の退所による10カ月分が不用となりましたので、合わせて508万9千円を減額するものでございます。扶助費につきましては、更生医療費の増による275万8千円の増額でございます。

10ページに移りまして、一番上の町民センター費の賃金でございますが、職員の中途退職に伴い、臨時職員を雇用するための賃金36万3千円を増額するものでございます。国民年金事務費の備品購入費は、14年度から国民年金保険料収納取り扱いが国に移行することに伴い、納付状況等の報告をパソコンで対応することになりましたので、国との事務連絡用パソコンの購入費35万円を増額するものでございます。

11ページに移りまして、児童福祉費の児童措置費の備品購入費は、児童手当の事務改善に伴い、国との事務連絡用パソコン購入費40万8千円を増額するものでございます。扶助費につきましては、児童手当受給者の増による549万円の増額でございます。償還金利子及び割引料につきましては、12年度児童手当交付金精算による還付金として64万円を増額するものでございます。

次に衛生費の公害対策費の役務費、備品購入費及び12ページの初めの公課費でございますが、公用車購入中止による任意保険料3万6千円、登録手数料5万円、合わせて8万6千円、それと車体本体分230万4千円及び重量税7万6千円をそれぞれ減額するものでございます。次に12ページの中ほどでございますが、予防費の委託料につきましては、国の予防接種法改正による65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種に係る経費の一部負担に伴う増額672万円でございます。

13ページに移りまして、清掃費の塵芥処理費の委託料でございますが、環境センターの業務委託料全体での入札残260万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、アルミ等の資源物売り払い単価の値上がりに伴い、自治会への資源物回収奨励金として362万2千円の増額でございます。

次に14ページの上の欄になりまして、土木費の土木総務費の負担金補助及び交付金でございますが、9月補正で計上いたしました芸予地震被災住宅再建利子補給助成金に係る追加借入れに伴う助成金の増額129万4千円でございます。

次に道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費でございますが、町道2号線道路舗装補修工事につきまして、県が連続立体交差事業に伴う道路拡幅等整備事業に同区間の一部を組み入れることになったことにより、同時施工の必要が生じたため、全額1,090万円を減額するものでございます。道路新設改良費につきましては、寄附による官民境界の

確定作業が終了したことによる稲葉地内道路改良工事施行のための費用として1,200万円を増額するものでございます。

15ページに移りまして、都市計画費の都市計画総務費の委託料でございますが、臨海部土地利用転換構想策定につきましては、県を中心に取り組むこととなりましたので、全額600万円を減額するものでございます。次に駅前整備費の委託料でございますが、区画整理事業に伴い、住民参加のまちづくりを推進し、事業を円滑に行うためのワークショップ開催に伴う経費68万3千円、及び公共施設の配備を含めた建築物整備について基本計画を作成するための経費494万7千円増額、まちづくりワークショップでの意見を事業計画に反映させるため、実施計画等の執行を見合わせたことによる3,380万円の減額、合わせて2,817万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、土地開発公社からの買戻し分として454万5千円を増額するものでございます。

次に16ページに移りまして、住宅費の住宅管理費の負担金補助及び交付金でございますが、第一蟹原住宅の直結給水に係る水道メーターの口径を20ミリに変更するため、279万9千円を増額するものでございます。河川費の負担金補助及び交付金でございますが、国信二丁目地内急傾斜地崩壊対策事業整備費負担金の12年度繰越し分として49万円を増額するものでございます。

17ページに移りまして、消防費の非常備消防費の報償費でございますが、当初予定していなかった消防団員1名の退団に伴う退職報償金として44万6千円を増額するものでございます。消防施設費の工事請負費につきましては、海田西小学校屋外教育環境整備工事に伴う消防庫建替え費用355万2千円を増額するものでございます。教育費の小学校費の学校管理費の工事請負費でございますが、海田西小学校屋外教育環境整備工事費として3,990万円を増額、その他入札残190万4千円の減額、合わせて3,799万6千円を増額するものでございます。

18ページに移りまして、中学校費の学校管理費の負担金補助及び交付金につきましては、海田中学校の陸上部が全国中学校駅伝に出場することが決定したことによる遠征費56万円及び吹奏楽部がアンサンブル中央大会等に参加するための遠征費76万6千円、合わせて132万6千円を増額するものでございます。

19ページに移りまして、社会教育費の留守家庭児童費の委託料でございますが、14年度海田南小学校区留守家庭児童会の整備に係る設計業務委託料として165万円を増額するものでございます。工事請負費及び備品購入費につきましては、海田西コミュニティ

ホームを留守家庭児童会及び学校地域の交流施設として活用するための改修費用として2,650万円の増額、西小学校区留守家庭児童会の移設に伴う備品整備として101万5千円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。1ページをお願いいたします。1ページでございます。

まず、町税の固定資産税の現年課税分でございますが、償却資産に係る税込見込みが不況による設備投資の抑制や機器等の売却、廃棄等により減収となつてもので、2,870万円の減額でございます。町たばこ税の現年課税分につきましては、喫煙者の減数等による売上げ本数の減により1,374万1千円を減額するものでございます。地方特例交付金でございますが、交付額確定に伴う1,688万4千円の減額でございます。地方交付税の普通交付税でございますが、交付額確定に伴う231万1千円の減額でございます。

2ページに移りまして、国庫支出金の民生費国庫負担金の老人福祉費負担金でございますが、利用者が当初見込みよりも少なかったことによる老人福祉施設措置費負担金100万円の減額でございます。身体障害者福祉費負担金につきましては、身体障害者更生施設への措置委託料の減額による負担金の減116万5千円でございます。被用者児童手当負担金につきましては、受給者数の増に伴う児童手当負担金68万3千円の増額でございます。被用者就学前特例給付負担金及び非被用者就学前特例給付負担金につきましては、12年度児童手当追加交付金として198万6千円及び44万円をそれぞれ増額するものでございます。国庫補助金の都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助金でございますが、1,950万円の減額でございます。教育費国庫補助金の教育費補助金でございますが、海田西小学校屋外教育環境整備事業に係る公立学校施設整備費補助金333万3千円を増額するものでございます。

3ページに移りまして、国庫委託金の民生費国庫委託金につきましては、国民年金事務連絡用パソコン設置に係る委託金35万円を増額するものでございます。児童福祉費委託金につきましては、児童手当の事務連絡用パソコン設置に係る委託金40万8千円を増額するものでございます。

県支出金の民生費負担金の老人福祉費負担金でございますが、利用者が当初見込みよりも少なかったことによる老人福祉施設措置費負担金50万円の減額でございます。身体障害者福祉費負担金につきましては、更生医療給付事業費69万円の増額、更生援護施設措置費127万2千円の減額、合わせて58万2千円の減額でございます。次に都市計画事業

費負担金の土地区画整理事業費負担金でございますが、実施計画等の執行を見合わせたことによる広島呉線整備費県負担金の精算基礎となる国庫補助事業費が減額になったことによる62万円の減額でございます。

県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金でございますが、在宅介護支援センター運営事業費300万円の減額、介護予防・生活支援事業費255万円の減額、合わせて在宅福祉事業費補助金555万円の減額でございます。教育費補助金でございますが、県教育委員会のわがまちの教育支援事業として町教育実践研究奨励事業が補助対象となったことによる50万円の増額、海田西コミュニティホームを留守家庭児童会として活用するための改修及び備品整備に伴う社会福祉施設等整備費・設備整備費補助金1,289万5千円の増額、合わせて1,339万5千円を増額するものでございます。

4 ページに移りまして、土木費補助金の被災住宅再建資金貸付金補助金でございますが、芸予地震被災住宅再建利子補給助成金に係る追加借入れに伴う補助金の増額64万6千円でございます。繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、固定資産税、町たばこ税の減収、地方特例交付金の減額及び海田西小学校屋外教育環境整備工事費等の財源の補てんとして1億4,121万3千円を増額するものでございます。諸収入の消防団員退職報償金でございますが、退職報償金受入金44万6千円を増額するものでございます。雑入につきましては、回収資源物のアルミや新聞雑誌等の売払い単価が上昇したことにより、資源物売払金598万6千円を増額するものでございます。町債の土木債の都市計画事業債でございますが、海田市駅南口土地区画整理事業債の減額1,040万円でございます。5 ページに移りまして、減税補てん債につきましては、発行許可額の確定に伴う470万円の減額でございます。臨時財政対策債につきましても、発行許可額の確定に伴う60万円の減額でございます。以上で事項別明細による説明を終わります。

次に議案の説明をいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明いたしました各項目を合計いたしますと、歳入歳出それぞれ6,263万3千円の増額となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ86億837万8千円となります。

次に繰越明許費についてご説明をいたします。議案の6ページの第2表、繰越明許費をお開きください。1件の繰越明許費を計上しております。今回の補正で計上させていただいております教育費の社会教育費の海田西小学校区留守家庭児童会室改修事業でございますが、県の補助金交付要件として、13年度の実施が必要となっております。しかし補助金の内定時期が14年1月末になるため、内定後の着手となりますと、年度内の工

事が完了しないことが見込まれるため、14年度にまたがることになりますので、西小学校区留守家庭児童会室改修工事費及び備品整備費合わせて2,751万5千円について繰越明許の手続を行うものでございます。

次に債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案7ページの第3表、債務負担行為補正をお開きください。ここでお示ししておりますように、5件の債務負担行為を追加しております。初めに英語指導助手派遣業務委託でございますが、14年度初めから実施をするためには、受託業者においてすぐれた指導助手を確保するためには募集から採用までに約3カ月を要することから、今年度中に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為を設定するものでございます。次の4件につきましては、学校給食調理業務の民間委託に係るものでございます。この業務につきましても、受託業者の準備期間が必要ですので、1月までに契約締結をするため債務負担行為を設定するものでございます。

次に議案8ページの第4表、地方債補正についてご説明をいたします。ここにお示ししておりますように、3件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入でご説明をいたしましたので省略させていただきます。

以上で平成13年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。引続きまして総務課長から人件費についてご説明いたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）それでは続きまして資料5の21ページをお願いいたします。

一般会計における給与費明細書によりまして説明をいたします。最初に1の特別職についてでございますが、この表は、長等や議員及びその他の明細を掲げております。報酬、給料につきましては改定がありませんので、補正前、補正後の比較でゼロとなっております。次に期末手当でございますが、昨日、給与条例等改正でご説明しましたように、期末手当の支給率の引き下げがありますので、比較で長等が31万6千円、議員31万円、計で62万6千円の減額でございます。共済費につきましては改定がありませんので比較でゼロとなっており、合計で62万6千円の減額でございます。

22ページをお願いいたします。2の一般職の総括でございますが、職員数につきましては、補正前との比較で1名の減、これは退職によるものでございます。次に給料でございますが、62万5千円の増額、これは昇任、昇格によるものでございます。次に職員手当等でございますが、370万4千円の増額でございます。この主なものといたしまして、

昇格による管理職手当や選挙事務等による時間外勤務手当等の増、また期末手当の引下げによる減などでございます。給与費の計で432万9千円の増額でございます。この職員手当等の内訳でございますが、下の表にそれぞれの費目で比較しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。次に共済費でございますが、18万5千円の増で、負担金率の改定によるものでございます。合計で451万4千円の増額でございます。

続きまして、下の表の職員手当等の内訳でございますが、これは先ほど説明いたしました職員手当等をそれぞれの費目ごとに比較をしたものでございます。

次のページの（２）給料及び職員手当等の増減額の明細でございますが、給料で62万5千円の増額でございます。人事異動等に伴う増ということで昇任、昇格等によるものでございます。次に職員手当等でございますが、人事異動等に伴う増額分として286万5千円で、主なものとして期末手当の改正による減や時間外勤務手当の増額等差引きによるものでございます。次にその他の増減分として83万9千円の増でございますが、これは人事院給与勧告による特例一時金で、計で370万4千円でございます。備考といたしまして、それぞれの受給者数を掲げておりますので参考にしていただきたいと思います。

続きまして、下の表の（３）給料及び職員手当等の状況につきましては、今年度は給与改定が行われなかったため、変動はございません。

24ページをお願いいたします。級別職員数の状況を示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上で給与関係の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）3点ほどお尋ねします。1つは、駅前の整備室で町長の行政報告の中で12月に予定していた区画整理の審議会が延びたために予算をこうして減額をするという補正が出ておるわけですが、来年の3月まで延期をするということですが、具体的にはどういう方法で3月まで延ばしたためにそれができるというのかお尋ねするんです。3月まで延ばして、具体的にはその間にどう解決して3月に設置するのかということです。

それから2つ目には、南つくもの消防庫の設置の工事が出されておりますが、将来を見込んで、これは自動車の配備を含めてこの工事がなされるのかどうかお尋ねをするわけです。

それから3つ目には、西のコミュニティセンターのところに留守家庭児童会というの

が設置されるという案が出ておるわけですが、西のコミュニティセンターの扱いはどうなるのか、これをお尋ねいたします。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）来年３月までの具体的な取組みでございますけれども、これまで私ども、そういう、なかなか具体の話に応じていただけなかったということで、今回こういうふうに延期をしてですね、できるだけ事業計画の内容まで踏み込んで、やはり地権者の方々に集まっていただいてご協議をいただきたいということで、ワークショップを再度開催させていただいて、守る会の方々も含めてご参加をいただいたワークショップの中で、そういう事業計画の内容であるとか、今後のそういった地区のまちづくりについてご協議をしていただくような場を設けて、できるだけ住民参加のそういうまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）南つくも消防庫につきましては、小型積載車が収納できる大きさを改築をいたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）西のコミュニティセンターにつきましては、利用者が少なくなったということで、これの再利用を検討しておりました。その時点で、今までの西のコミュニティセンターというものを普通財産に落としまして、現在普通財産として管理をいたしております。今後これを基本的には留守家庭児童会として活用していくという予定にしておりますけれども、地域にも、その留守家庭児童会が使わない時間帯については、地域にも開放していくという施設にしていく予定でございます。

○議長（河野）佐中君。

○１６番（佐中）区画整理のそういう延期を３月までしたということで補正がこう上がっておるんですが、実際、今の執行部の考え方で、できるだけワークショップを持って住民と話し合う、これは３月まで解決しないと思うんですね。もっと延ばすとか、あるいはもっと改善の方法をとらなければ、住民が話し合いに乗ってこんと思うんですけれども、その点はいかがですか。

それから、消防庫はいいとしても、コミュニティセンターの問題で、今後あの地域を教育委員会の管轄ですべてを管理をするということになれば、コミュニティセンターであった今までの管轄の問題で、条文の整備が必要だと思うんですけれども、その辺はど

うなっていくのかお尋ねをいたします。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）スケジュールを延ばすということの基本的な我々のスタンスというか、そういうことを考えついたという根本にはですね、やはり地域の方々に我々に対するいわゆる根強い不信感があると、その原因は我々がつくった我々のスケジュールというような受けとめ方をしておられる部分があると思うんです。そういう部分で、我々のスケジュールを押しつけるということを避けるためにも話し合いをしながらですね、これを進めていきたいというふうに考えてこういう措置をとったものでございます。

また、この3月まで延ばしてそれでできるかということでございますが、これは皆さんと話し合いをしながら今後その時期についてもですね、できるだけ皆さんのご理解をいただくような形で時期設定も含めて協議をさせていただきたいと思います。いずれにいたしましても、この事業をどうしても実施するためには地域の皆様が主役でございますので、地域の皆様のご意向を把握する努力を我々としては続けてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）今後のコミュニティセンターの条文整理ということなんですけども、この施設につきましては開設までにどういう位置づけにしていくか検討していく予定にしております。考え方としては、留守家庭児童会が主に使うということで学校施設の一部にするか、あるいはひまわりプラザの分館としていくか、そこらあたりを完成までに整理をいたしたいと思います。いずれにしましても、地域の方が使いやすいような形で整備をいたしたいというふうに考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）区画整理の問題、今の話を聞いとったらね、今までの延長じゃないですか、ずっと。話し合いをする。私はもっと掘り下げて、もっと一步下がってね、1つの条件を出す、それは凍結をすとか、あるいは具体的にはようわかりませんけども、住民が要求してる問題を、1つでもね、あなた方が意地を張らずに一步下がってね、そこから進めていくようなそういう方法でなかったらね、いつまでたってもね、これは解決しないと思うんですよ。そこら辺はあまり一般質問に私が提案するとなるけん言わんけども、実際どうやっていくのかね。3月に延ばして、あと12月終わる、1月はもう正月じゃと、2月逃げた、3月去ったいうたらね、ほんまやる時間ありやせんでしょうが。

じゃから私はね、幾ら延ばしても同じことじゃと。相手の言い分をよく聞いて、そこに照準を合わせてね、やっていかんかったらいかんと思うんですが、その点はどうなんですか。

それから、今の部長の答弁で、今コミュニティセンターの管轄はどこになってるんですか。総務か民生かどっちかだと思うんですけども、そこら辺の協議はね、ほぼ済ませてこういう方針を出しとかんかったらね、いろんな弊害が出てくるんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）おっしゃるとおりであろうと思います。地域の方々の要求というのを伺いながら進めるのが我々のスタンスでございます。そういう中で、今までと同じじゃないかというご指摘でございますが、これまで私ども、「窪町の幸せを守る会」の方への接触というのは、この1年間かなり続けてまいりまして、ある意味での要求というのも少しずつでも引き出していきつつあるという、若干ながら手応えを感じながら進めておるところでございますが、いずれにいたしましても、単に言葉でそのお話をするというのではなしに、我々が具体的に何をお示しするかということが結局は皆さんに理解を得、信頼を得ることにつながるであろうと、そういうことで、このたび延ばしていただいたわけですが、延ばしていただいた中で、先ほど申しましたようにワークショップを立ち上げまして、その中でいろいろな意見を吸収しながら、我々のできる限りのことをさせていただきたいというふうに考えておるところです。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）この西のコミュニティホームにつきましては、以前はこの建物を地域の運営委員会の方に貸付けをしておったということで、条例的には設管条例を設けた施設ではございませんでした。その後、このあとの利用ということの中で町の方に地域の方からお返しをいただいた時点で、町の方としましてはこの施設を一応用途廃止をして、先ほど申しましたように普通財産としての位置づけをしております。運用しておりますときの主管課は地域振興課でございますけども、普通財産に落とした時点で現在管理課の主管になっております。今後これが完成しまして、先ほど言いました設管条例を設けるか、あるいはひまわりプラザの分館にするか、学校施設にするか、これを早急に明確にしますけども、その時点で教育委員会の方で管理をしていく施設という位置づけになってまいります。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）1点ほどちょっとお願いします。資料の14ページに工事請負費、稲葉地内道路改良工事とありますが、この資料7の分のあれですね。これは県の管轄の唐谷川の土手の箇所じゃないかと思いますが、9号線で、今、6メートルでずっと拡幅して道路ができてますよね。多分私が思うのには、これは河川じゃから県の管轄であって土手じゃと思いますが、これを道路としてね、海田町が今後道路として認めていくか、以後ですね、この現在80メートルまで工事施工となっていますが、これをね、今からですね、ずっと下の金丸橋または上へ延ばしていく計画がありますか、道路として。もしかですね、これがあったらですね、今ここを道路として80メートルだけを1,230万かけてやる必要がありますか。例えばですね、あの金丸橋まで地権者と話し合って、こういう道路でずっと続けていきたいんじゃないかというような計画を話されたことがありますか。まずそれだけちょっとお願いします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）ただいまの資料7の稲葉地内道路改良工事につきましては、今ご指摘のありました町道9号線の拡幅の際に、拡幅、今年工事を施工さしていただく箇所で、用地買収を行いまして、そのところに借家が2軒建っておりました。そういうことで、拡幅交渉をさしていただいて、その立退きになった借家をその今ここで申ししております工事箇所の同じ地権者さんの土地に建替えをしたいということがまず第一点ございます。それと稲葉橋のすぐたもとのところの地権者さんも農地から既に造成される現象がございます。そういうことで寄附を前提に道路の拡幅をしてほしいという要望がございましたんで、監理課との協議の中で、今おっしゃいました金丸橋のところまで沿道利用として道路拡幅する意向がございましたんで、そういうことで今できる延長をこの4メートルで拡幅してまいりたいという工事でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）あのですね、今のこっちの建替えの代替用、代替えじゃなしが、それが条件としてこっちに借家を建てて、まあ工場もあったんでしょうが、工場も建ててやられるっちゃうことになって、ほじゃ下の金丸橋まで地権者さんが3軒、2軒か3軒ありますよね、その方との交渉はされてますか。それとですね、なぜこれわかって早うされなかったんか、そういう条件があったか条件がなかったんか知りませんが、計画性ちゃうものはね、どう、私が思うのにはその交渉がある先にこういう工事をやって、

後先これ逆じゃないかと思いますが、その点どうのようにお考えですか。ほれからですよ、今からこういう河川の土手を利用して、私有地があったと、その土手も利用して道路やって、開発工事とか何かやったら、土地だけ寄附するから道路はつけてくれるかというような交渉にはのってもらえますか。これ前例やったら今度は、ずっとありますが、寄附しますから道路をつけてくれ言うたら、大体道路をつけるんじゃないかと、道路をつけてきちっと方向変換も何もできる道路としてみなす分は海田町が寄附してもろても受けるようになってますが、その条件とはちょっと異なることがあるんじゃないかと、まあそりゃ今の買収工事のあれでこっちやられたいうんじゃないかと、そういうことがたまたま今から2、3カ所出る箇所がありますがね、そういうことを今申請したら、こういうふうな立場でやってもらえるかどうかをちょっとお願いします。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） それではお答えいたします。この道路につきましては、以前から地元の方からはいろいろとご要望があった地点でございます。今回たまたまそういう交渉の中でこういう結果になってまいりましたけれども、将来的には金丸橋のたもとまで道路をつなげるということにしております。ただ1点だけ問題があるのは、中の地権者1人の方が現在租税特別措置法の適用を受けておられまして、あとその適用が5年ぐらいまだあるんじゃないかと思っておりますけれども、それが終わればご協力をするというお約束をいただきましたので、今回80メートルまではやっていこうということにいたしました。将来につきましては、いろいろとケースが考えられると思っておりますけれども、基本的には4メートル部分につきましては、皆さんの協力が得られるものであればやっていきたいと思っておりますけれども、これもケースバイケース、場所にもよると思っておりますけれども、なるべく町民の方々のご期待にお応えしていきたいというふうに思います。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） あのね、なぜこういうことを言うかいうとね、ずっと今の9号線の今竹やぶのところ、工事、2千何ぼでやってますよね。あれからずっと電気高校下まで、こういう土地があります、実際、土手で。そのうち土手を利用してこれをやってあるんじゃないかとね、将来ずっとそういう土手を、寄附があったら4メートルでずっと整備していける計画ですよ。例えばね、私が言うのは、その必要性があるかないかちゅうことを、最終的にですね、というのが今の齋木先生の質問にも出たが、あの方もずっと土手で、寄附してもうたら町道として、これも町道に、まあそりゃ1つよね、町道になりま

す、申請されますか。こうやってずっとあれやから、もうそういう計画があるんなら最後の最後まであっちまで町道で計画があるか、最後にほんじゃそれをお願いします。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） 9号線に沿って走っている河川のわきの道路ということで解釈させていただきます。現在もう既にその河川のわきには住宅が張りついております。これを今後建替えなり新築をしようとする場合には当然建築後退線である4メートルの道路が必要になってまいる、これはもう確実でございます。そういう意味からも本来的には、逆に言えば海田町がそういう計画を先に計画決定ではないんですけれども、ラインを、線を入れてですね、そういう計画があるので、将来的には建物を建てる場合には下がってくださいよというご提案をするのが一番いいんですけれども、今現在、海田町ではそういう計画といいますか具体的な設計を持っておりません。これは来年度になると思うんですけれども、海田町の全体の道路計画をもう一度見直そうではないかということで、来年計画をしておりますので、その計画の中でそういう河川の道路につきましては具体的なラインを入れていきたいというふうに考えております。

○議長（河野） ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山） 8番、西山です。資料5で質問を数点、もう1点あるんですけども、まず7ページの人事管理費の交付金のところの職員派遣、広島市に交流されてる派遣交流負担金100万2千円、この内容です、まず。

次に10ページの国民年金事務費のところ、今回町から窓口といいますか、国になったということで広島市におきましてはそういう通知を国民年金に加入していらっしゃる方には全員通知が、広島市は通知を出しております、今回窓口が違ったって。海田町におきましてはそういう通知発送は考えていらっしゃるかどうか。それだったらここに予算が入ってきてるんじゃないかと思うんですけど、その点どうかということです。

次に今回資料で説明させていただきますけども、コミュニティと西小学校の野外環境整備事業ですけども、まず野外環境整備事業で国庫補助が三百三十数万円あって、あと町で全体で3,990万余りの整備をしていくわけですけど、これは将来のすごい環境教育に大事ですけど、これ、死角が問題にならないか、死角。だから不審者が来たとき、これだけ植え込みがあった場合に死角を考えた設計になっているか。で、県の補助金はつけることができなかったか、その1点と、今度あの次の西コミュニティホームの設置なんですけども、この設計図を見ますと、ぬれ縁が随分広くとられているんです。このぬれ

縁を設計された根拠、ぬれ縁って将来的には私は大変なことになると思うんですけど、この屋根をつけなくて、ぬれ縁設計にされた理由。

それとこの西コミュニティホームといいますか、留守家庭児童会の工事費なんですけども、説明書の３ページに県支出金の教育費補助金で社会福祉施設等整備費・設備整備費補助金として1,289万5千円もらってますけども、この補助を受けて整備をして完成したら所管を教育委員会、教育の方に持っていくっていう、私ちょっと正しい運営の仕方かなって思うんですけど、その行政資質が問われると私は思うんですけど、それが可能ではあるけども、そういうこととしていいのかという、お答え願いたいのと、最後に議案の債務負担行為なんですけども、前年度は確かスクールカウンセラーの債務負担行為もあったんじゃないかと思うんですけど、平成14年度からはスクールカウンセラーの予算は、もう来年度の当初予算から大丈夫かという質問をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）人事管理費の職員派遣交流負担金でございますが、これは広島市との交流を2名相互派遣でやっております。その中で広島市からの職員派遣者に対しての負担金でございます。当初予算で1,800万円計上しておりますが、それでは不足になったため100万2千円ほど補正させていただくというものでございます。広島市のこれ概算で計上しておりますけど、派遣職員の給料が高かったということです。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）国民年金事務費の件でございますが、先ほどの財政課長のお話もございましたように、14年の4月から国の方に保険料徴収業務が移ります。それに伴いまして市町村への情報用のパソコンの購入費としまして35万円を今回補正さしていただいております。ですから、委員さんが言われました各被保険者等についての周知につきましては今後社会保険事務所と連携を図りながら広報等を通じて各被保険者の方にはお知らせするように考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）西コミ周辺整備の中で、周辺整備事業の中で国庫補助として333万3千円ということですが、まずこれについて県費補助はなかったかというご質問ですけども、残念ながら県の方の補助はなかったものでございます。

それと不審者対策ということで、実はこの周辺整備事業を考え検討する中で、とにかくこの施設については学校の児童の学習環境も殊さらながら、それ以上に地域の方、隣

のつくも保育所の子どもたち、たくさんの方に使っていただきたいという考えで検討しておりました。その後、ああした大阪での事件が生まれて、ここらあたりをどうするかと、そういう中で当初は北側の塀につきましても、これ専用の門扉を設けて地域の方が入っていただくような考えでおったんですけども、そういった学校の安全対策という部分でそれを中止をいたしました。今後この施設について、できるだけ地域の方にも使っていただく方策を、どういう方策をとっていくかということについて、これは学校ともよく協議をしながらその運用について諮っていききたいというふうに思っております。

それから、2点目の西コミ建物のぬれ縁の根拠を、どういう意図かというご質問でございます。実はこの地域でのコミュニティが薄くなってきたという1つの原因、これはほんの1つの原因ですけども、昔は各農家ということになるかもわかりませんが、各農家には縁側がありまして、地域の方がそこに集ってはコミュニケーションを図ってきた、そういったものがなくなるにつれて地域のコミュニティが薄れてきたというような1つの考え方がございます。そういった中で、せっかく地域の方にも使っていただく施設という中で、ひとつこれを復活してみたいということで2方に縁側を設けたものでございます。で、この施設を地域の高齢者の方も留守家庭児童会のあいた時間には使っていただく思いがございしますが、天気の良い日には縁側に座っていただいて、いろんな世間話をしていただけたらという思いで縁側をつくっております。

それから、留守家庭児童会の管理の問題でございます。本来、留守家庭児童会は、国の位置づけからしますと厚生労働省の管轄になって育児支援という考え方でこの施策が展開をされております。海田町につきましては、今まで留守家庭児童会が町民センターと海田の児童館を除いたあとの学校については学校の教室を活用しておるということの中で、この管理を今まで教育委員会でやっているという経緯がございます。これは今、町長部局の方ともいろいろ協議はしておるんですが、将来的にはやはり育児支援という考え方の中で国に準じた管轄がいいのではなかろうかという思いがお互いあるんですけども、まだ学校の中の教室を利用しておるということもございしますし、それから、今回のように別棟にしましても学校の敷地内に設けていくという形にもなっておりますので、将来的にはもう少し詰めをさして検討させていただければと思います。当面は今までどおり教育委員会の方でこの留守家庭児童会を管理していきたいと思います。予算的な措置につきましては、厚生労働省の補助金ではございますけれども、問題はございません。

それと最後のスクールカウンセラーにつきましては、これにつきましては現在の制度が県の派遣事業になったということで県事業として実施をされておりますので、本町の方で繰越明許をする必要がないというものでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）勘違いの答弁なんですけど、まず西小学校の死角の問題で、これだけ植え込みをすると危険じゃないかということなんです。別に地域の方がいらっしゃるから門をつくってくれとかいう発言は、私、全然しておりません。ただ植え込みが多ければ、小っちゃい子どもたちとかが死角になって、公園でも死角をなくすために茂みをつくらないというのは今原則になってきておりますね。その辺、そういうことも考慮された今回の設計ですかということです。

それと次に、厚生労働省の補助金をいただきながら、さっきの答弁では、施設ができたなら教育委員会が管理する、これは少し性急過ぎるんじゃないですかという問いなんです。それと最後にぬれ縁の件ですけども、そこでコミュニティを図る、ぬれ縁のある前は体育館です。庭もなければ何もないところです。で、あそこは昼からはずっと日陰です。今、日本の建築でなぜぬれ縁がなくなったか、木が腐って最終的には使いものにならない住宅設計だからこそ、ぬれ縁というのはなくなっていったわけですね、生活していく中で。北側にあり、前は体育館の壁、そこで何でコミュニティが図れるんですか。ちょっと厳しい設計だと思うんですけど、その点、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、ぬれ縁の件につきまして補足の説明をさせていただきます。西コミを改修工事して留守家庭児童会が利用させていただくという話が出ました折に、指導員ともいろいろと研究をしてみました。子どもたちが遊ぶスペース、室内のスペースを考えますと、現在40名の定員を枠にしておりますけれど、学校から帰ってきますと、まず宿題をしなければいけないスペースが要ります。で、宿題が済んだ子どもたちは遊びへと変わってまいります。今のこの部屋を見ていただくとわかりますように、1つのスペースしかございませんので、学習をしている子どもと遊びをしている子どもが同様の室内では難しいということ。現在教室を使っておりますけれど、子どもたちは廊下で遊ぶことが非常に多いんです。そういうことから指導員さんの方では、ぬれ縁ができると、現在女の子たちが中心になってるごっこ遊びができる、で、遊びを分割して考えることができるという提案がございまして、このぬれ縁は留守家庭児童会とし

てもぜひつけていただきたいという要望をしたものでございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）木をたくさん植えると死角になって危ないんじゃないかというご意見でございます。この施設につきましては、先ほど申しましたように1つは児童の生物観察といいますか、そういう学習施設としても使っていくという思いの中からはいろんな落葉樹、あるいは果樹等を植えるようにしております。で、実際には現在いろんな木が植わっておりまして、築山になっております。今回そういった部分につきましては整理をしながらこういう整備をしていくということで、実際には現在よりか見通しがよくなる施設になってまいります。

それからもう1点の厚生労働省の育児支援という事業を教育委員会の方で実施し管理していくのは性急過ぎるでないか、私はそういうふうなご意見にとらしていただいんですけども、いずれにしても現在も留守家庭児童会については教育委員会の方で実施をしておりますので、当分の間はこの態勢で進みたいというふうに思っております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）ぬれ縁の必要性はわかりました。しかし、次があります。一番大事な西側に舞台をつくって、日照権がずっとある時間が真っ暗です。で、北側にぬれ縁をつくる、じゃ設計そのものがおかしい。こんな、今まで私、子どもたち、この北、前が体育館で、寒いところで、子どもたちはぬれ縁では遊びません。じゃこれ設計そのもの、位置の変更そのもの、私はこのままでは利用価値はない。その点もう一度。

それともう1点、別に留守家庭児童会が教育委員会所轄でいけないと言ってるんじゃないんです。国の補助金を社会福祉設備で一千幾らもいただいているのに、完成したときにその設備そのものを教育委員会所轄にするのがおかしいんじゃないんですかと言ってるんです。そういう意味です。ですから、留守家庭児童会は小學校生徒が利用しているわけですから教育委員会所轄って大事なことだと思ってますので、それをいけないという発言ではないんです。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）ぬれ縁等北側にある、日陰の場所で、西側ですか、体育館の方ですね、おかしいんじゃないかと、設計がおかしいということでございます。今回のこの建物、新築をしていくのであれば日照を考えながらよりよい建物をしたいということは当然でございまして。ただ話の発端は、この西コミュニティホームを再利用をどう図っていくか

ということが基本でございまして、この建物を改造をしていくという基本的な考え方の中で苦肉の策でございます。で、舞台についても西側ということでございますけども、いろんな日照の問題を考えれば、もっともっと我々としてもやりたいことはあるわけですが、規制された中で改造していくという枠の中で一生懸命考えた施設でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから留守家庭児童会の、教育委員会が所管する、先ほど私が理解したと同じことなんですけども、確かに厚生労働省の事業を、厚生労働省の主管の多い例えば福祉課とかが管理する方が1つの流れの中で見やすい部分もございます。ただ運営面では、先ほど申されましたように、使うのは小学校の低学年の児童ということで、運営面では教育委員会の方が都合のいい場合もございます。そうした中で、これは国の所管は厚生労働省だから福祉であるべきであろうとかいうことにはならないわけで、町として運営のしやすいところでこれを運営していくというのが本来の姿であろうと思います。ただ、今まで教育委員会の方で運営はしてきておりますけども、今後のことを考え合わせたときにどうあるべきかということにつきましては福祉保健部の方と今協議をしつつあるところでございます。当面は教育委員会の方で今までどおり管理をいたしてまいります。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）ちょっと確認をしておきたいことがあります。児童館としてお使いになるなら非常に結構なことで歓迎いたします。私、何遍も繰り返しておりますけどね、この利用について。地域の葬祭場として利用させていただくとご留意しといていただかないと困ると思うんです。今、私の住んでる自治会には平安祭典安芸会館という立派なのができましたので心配はないようなものですが、やはりあの地域には生活補助をもらうような方がたくさんおられる、あるいはもらう候補者のような方もたくさんおられるんでね、何とかそういう意味で葬祭場として利用させていただくことを考えていただきたいと。児童館として使っておるときに、そういう葬祭として使わなければならない事態が発生した場合にはどうするのかということも考えておいていただきたいと思います。それをひとつお答えいただきたい。

もう一つはぬれ縁のことですがね、今もあると思うんですよ、ぬれ縁が狭いのが。それを確認いたします。私の記憶ではね、今もぬれ縁がある、狭いのがね。ただし、ぬれ縁の上で子どもが遊ぶような広いものではなくて、あこは地域が狭いんでね、日当たりも悪いし、たとえつくってもあの上で子どもが遊ぶようなことはできんのじゃないか

なということで、西山議員のおっしゃっておる、むだなことではないかなという感じもするんですが、その２点についてお答えをいただきたい。ほんとに見ておられるんでしょうね、これ。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）地域の葬祭の場所としてということでございます。今までは地域のコミュニティホームということでそういった面にでもお使いになってたと思います。ただ今回、町の施設として位置づけをし管理をしていくということの中で、現在町の施設について葬儀はご遠慮いただいておりますということで、この施設についても葬儀等につきましてはご遠慮いただくということになろうかと思えます。

それから、ぬれ縁につきましては、ご指摘のように現在でも狭いんですがございます。で、今回のぬれ縁につきましては幅が７０センチに少し広くした形で設ける予定でございます。

○議長（河野）住吉君。

○１３番（住吉）どっちからいこうかな。最初に、今の葬祭場として町の施設だから使えないということにつきましてね、これは私、何遍もその要求したの、ご記憶にあると思うんですがね。問題はね、そこらでそういうこと、今児童館として使われると、町の施設に使われることについて、地域に相談をされたですかね。地域の意見を全然聞かんで勝手にぬれ縁つくるとかね、そういうことはできないとかいうことで進められておるんじゃないかと思うんです。一番大切なのは住民の意見を聞いてそれを反映していくのが行政じゃかと思うんですよ。そこでね、やっぱりめったに使うことはないと思うんですよ、大部分の人が、今いい葬祭場ができとるんでそこを使うと思うんですが、あの使えない人がどうするんかということね、やっぱり考えていただかにゃいけん。地域の意見を一回も聞いとられんと思うんですが、聞かれたですか。あのアンケートをとったりしたのは僕ら書いとるからわかりますよ、グラウンドで町の職員の若いグループでもってどうのように利用するかということでやられたのはわかっとるけれども、今のことをだめだと言われたんでは、これはもうどうしようもないですね。住民の意見を全く無視して、私は代表して今まで何遍もそれをお願いしとるんですがね。そういうことを決められることが本当に行政としていいことかどうか、もう一回その返答をお願いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）今回の西コミュニティホームの再利用につきましては、まず庁舎内で、

これは若い職員を中心に、これの再生委員会ということでプロジェクトを組みまして、基本的にこの施設をどういうふうなものにしていくかという議論をこのプロジェクトで行いました。そのプロジェクトが検討する中の一環として、これは町として多分初めてではなかったかと思うんですけども、住民参加を取り入れていくという考え方の中でワークショップを開かれております。このワークショップにつきましては、地域の住民の方、あるいは西小の児童、つくも保育所の保育士さん、あるいは一般の方数十名、約40名程度の方がお集まりになりまして、この建物を何に活用していくか、いろんな議論、意見をいただいております。このワークショップが約4回、多分4回だったと思うんですが、開かれた中で最終的にこういう施設にしたかどうかということの答申をいただいて、ご意見をいただいて、それを教育委員会の方で引き継いで実現化を図ったものでございます。そうした意味では、我々としましては、地域のいろんな層の方のご意見をお伺いしたという思いでございます。そういった中で、またご指摘の葬儀場に利用したいというご意向は重々理解できるわけでございますが、これまで町の施設については、いろんな意味合いの中で、葬儀についてはご遠慮いただいておりますと、それから特に留守家庭児童会として使っていくと、基本的には使っていくという中で、葬儀にお貸しするのは非常に難しいというふうに判断をいたしております。まことに心苦しいんではあります。葬儀については難しいというふうにお答えせざるを得ません。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）町の施設ではそれができないという考え方は、どうも納得できませんかね。ワークショップを編成してやったとおっしゃるけれども、南堀川の自治会くらいなんです、あこを利用すればね、あとの自治会は全部集会所を持つとるんです。自衛隊にしても、県営にしても、公務員にしても、月見町の方にしても、全部その集会所があってそこを利用しとるんです。実際には南堀川だけなんです。その検討された中に、南堀川の代表が入ったかどうかということが問題があると思うんですね。もし入っておれば、その氏名を知らしていただければ、私、帰って確認いたします。これはあなたの一存じゃいかんかもわからん。町長のお考えをあとお聞きしたいと思いますかね。まず南堀川の住人が代表でだれかが入ったか、その人の氏名をお知らせいただきたいと。それから町の施設だからいうて、今までの町の施設だったんじゃけども、管理を松井さんがやっと思ったんやね、代表者が。で、町の施設に変わりはないと思う。そこらのとこ

ろを、頭が堅いんだね、柔軟性をもって考えて、年に何回かしかならないと思うですよ、実際にあれを使うのはね。そのときだけどうするかっていうことを考えてもらえばいいと思うんです、児童館として使うのは。事前に分るわけじゃからね、葬儀をやるのは。そのときを児童館と小学校の空き教室でも何でもいいですから、あるいはそういう施設をね、何とか教室というの、上の方にあるじゃないですか。そこら、児童は留守家庭の児童はそれを使わせてもらえばできると、そのくらいの融通性をもって物事を考えなければ、堅いことを言って、町の施設だからだめだっていうようなのは、住民のことを考えておらんのですよ。町長、そこらんとこ、決断を下してください。できん言われればまたそのように私は考えますけん。教育委員会はどうも頭が堅いって前から言っ取るけどね、一方しか見てない。で、代表が来とったかどうかを、来ておればどなたやったかということをお知らせください。あと、町長の決断をお願いいたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）このワークショップにつきましては、いろんな分野の方がおいでいただいておりますけども、地域の方で、これは自治会長さん、これ南堀川の自治会長さんであろうと思いますが、早田静登さんが参加をいただいております。それから、あと西小のPTAの会長さんで田中さんもおいでになっておりますので、地域の方ではなかろうかというふうに思います。その他たくさんの方がおいでになっております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）この施設について葬儀ができないかと、こういうことの町長の答弁を求められたわけでございますけれども、ただいま教育部長の方からも答弁いたしましたように、これが校庭内であり、また留守家庭児童会が主として使う。その留守家庭児童会に支障がない範囲では周辺の方にもまた使っていただくということはあるわけでございますが、やはりこの施設については、葬儀をここでやるというのは適當ではないと、こういうふうに思うわけでございます。葬祭場はこらまあ多くあるから少ないからいいという意味じゃございませんけれども、この校庭内であることと児童会の利用ということで、やはり一般の方がその合間にお使いになることは、これはあつていいと思っておりますけれども、葬儀に関しましては今のところご利用いただけるようには考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）資料の18ページの教育費、遠征費、この56万円は海田中学校の駅伝、女

子の駅伝に参加する費用というふうに聞きましたけれども、何名の子どもが、先生も含めて何名分で何日分になるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）生徒遠征費補助金のうち全国中学校駅伝大会へ派遣する費用といたしまして56万円の積算でございます。選手は6区間で6人が走りますが、ほかの、いわゆる当日までの練習、調整といったことで最終的に選手を決めていくわけです。今回の補正の積算でございますが、参加は16名で。3泊4日の積算でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）何日に出て何日に帰ってくるわけですか。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）大会は24日でございます。ということで、20日に出発をいたしまして24日に帰広の予定でございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）何でこういう質問をしたかと申しますとですね、保護者が寄附を集めております。それがちょうどきのうですけれども、私にちょうどお昼に電話がありまして、ちょっと行き過ぎじゃないかなというような批判をされておる住民から、この子どもが全国大会に行くについて寄附を、PTAの会長の名前が入っているチラシを持ってきて寄附を集めておられるんだけれども、どうも行き過ぎじゃないかなというようなお電話をいただいたわけです。ですから教育委員会の方にはちょっとお伝えはしておいたんですけれども、その保護者が応援に行く分については、まあこれ当たり前だろうと思うんですけれども、我々の感覚では、保護者が自分が応援に行くのは自分が負担をして行くというのが基本じゃないかと思うんですけれども、そういった16名参加をする遠征費に、この56万円にプラスアルファのような形で寄附金が使われる可能性はありませんか。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）現在補正でお願いしております56万円につきましては、生徒の生徒遠征費ということで計上いたしましたものでございます。これは基本的には概算で、後に精算という形になりますが、使途につきましては十分チェックをしていきたいと考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）補助金の使い道につきまして、今学校教育課長が申し上げたとおりで

ございます。今、中岡議員がご指摘のPTAあるいは陸上部の保護者会として地域の方で寄附を募っていらっしゃるということでございます。これにつきましては、保護者会の方ではこれを応援をしていくということで、バス等をチャーターをされている方に参加をしていただきたいと、そういう費用あるいはのぼり旗等を、保護者会として、もう全国大会出場ということで子どもたちにしてみたいという気持ちの中で寄附を募っていらっしゃるようでございます。で、これにつきましては昨日中岡議員の方からご連絡をいただきまして、寄附を募られる部分についてはこれはやぶさかではないんですけども、どういったことで利用といいますか、寄附金を活用されるかというようなことのご説明が若干不足しておるというふうに思っております。これについては学校あるいはPTA会長さんの方に早速昨日連絡をとりまして、寄附を募られる際、何にどういうふうに使っていくのかということを明確にしながら寄附をすべきではなかろうかということで助言をさせていただいております。それに基づきまして、本日PTA等お集まりになるようございまして、その対応について協議をされるというふうにお伺いをいたしております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、コミュニティが留守家庭児童館ということで、先ほど来るるあれしとりますが、町長さん、聞かれたとおりと思うんですがね、その場限りの答弁のような気がするんですよ。例えばぬれ縁が出とった、遊び場がないとか広っぱがどうたらということで、70センチの幅で遊べるんかどうか、こういう問題がまず出てくるわけだ。

それから部長の答弁、再利用の問題で苦肉の策だと、何を言うとするんかということになるわけですね。ほで、これ単純に計算しますとね、資料の9でいきますか、一番最後のページのこれで漠然と拾ってみると、100か120平米ぐらいになるんですね、大まかに。厳格な計算はわかりませんが、これだけのものをね、改造するっていうんですね、2,600万円だったですかね、2,650万円ですか、これ全部ばらして建替えた方が安いんじゃないんかということなんです。どうもこの辺が理解できない。これの耐用年数がどうなっとなるんか、既にこれ築、私は定かじゃないですけども、恐らく30年近いものたつとるじゃろうと思う。そうするとね、これは木造でね、そんなにあと耐用年数がないんじゃないと思うんです。さらに2,650万円ですか、むだな錢をかけるんじゃないか。だから先ほど来言うとりますように、これ、町長に相談がなかったんじゃないと思うんですが、いい加

減なこと答弁をして、苦肉の策だと、再利用するためにどうしようかということなん、何を考えておるんか。ひまわりプラザの分館にしようか、何にしようか、所管はどこにしようかと、何の考えもないんですね。これね、もうちょっと一考を要すると思う。町長、新しく建替えたら、先ほど来、住吉議員からも出ておるし、そのようなものにもできるんじゃないか。その校庭内で難しいと言うんであれば、課長の方からの答弁でもあった、宿題をやりようと思ったら遊ぶ部屋がない、だったらあっさり建替えりゃいいんだ、こんなものは。何を考えとるか。2,600万円も使こうてね。もっとその使途を真剣に考えてもらいたいと思う。これ、町長に答弁願った方がいいのか、まず相談、町長、こういうものは事前にあったんか、こういうで、ひとつ判こを押してくださいということね。それもなしにこうやっていい加減な答弁を先ほど来、部長はじめやっとなるんじゃないと思うんですよ。苦肉の策だの、再利用をどうしようかなんちゅうのはね、これちょっと本気でやって、これちょっと建替えということを含めてね、ちょっと答弁願いたい。ほで、先ほど来、その学校園かなんか知らん、これも3千何百万か4千万近い金をかけとるんですが、例えば田植えしてもちつきをやりますとかいうことを書いとりますがね、そういういわゆる脱穀の機械、そういう施設、これ、どこでどういうふうにするんか知らん。まあそれはいいとしても、そういうことが果たしてできるのかどうかというのね、何かるる書いとるけどね、そこらのところ、ちょっと答弁を願いたいということが1つ。

それから資料の7、先ほど来こういうことで将来計画がどうなるんかというような質疑が出とるんですがね、まずこの町道から、これは町道9号線ですね、9号線はいわゆる都市計画道路ではないと思うんですが、都市計画道路でないものの立退きについてね、そういう障害があるものについては当然建物補償あるいはそういうものをやっとなされるわけですが、さらに建替えの用地まで全部世話するんかどうかと、1,200何ぼだったかね、忘れたけども、かけて道路つけたげて、建替えの用地を確保してあげると、こういうことのように私は理解するわけですが、その辺はどのように理解しとるんかということね。で、今後もそういうことで、いろんな道路に支障があった場合にね、建物の支障が出てきたときに、そういう建替え用地の面倒まで見るのかどうか、過去にもずっと見てきたんかどうかっていうことね。これ、その必要がないんじゃないと思うんですよ。この場合は私の知る範囲では地権者が2名さんおられるわけですが、そういう話もついとるんかどうか、全く、ほてこれまあ農転の話だからそれはいいとしてもね、既に埋立てをやっとなされるんですね、そっちはまあいいや、関係ないから。ですから今言うそういう計

画があるのか、例えば今言うた9号線を右岸と左岸に分けて、一方通行、右岸側をね、何といいますか、上りなら上り、キャンプ場に行く方向、左岸側を帰る道のとときとかね、何かそういう計画を持って、今言うたように単に補償の代替地の穴埋めだけで面倒見たのかどうか、その辺をちょっと聞きたい。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）建物について2千数百万円、3千万近くかけるということで、建替えた方がいいのではないかというご質問でございます。このたびの事業につきましては、この建物については、1つには西コミュニティホームをどう活用を図っていくかという考えがもとでございました。そうした中で、先ほど申しましたように、住民参加によるワークショップを開きながら留守家庭児童会及び地域の開放施設という位置づけの中で整備を図っていくということで、大変大規模な改造になったものでございます。総体的に建物の増築あるいは改造につきましては非常に割高につくということはご承知のとおりでございますけれども、今回の工事内容、屋根をはじめといたしまして、非常に大規模な改造という中で、建物の耐久性にかかわる部分、ここらあたり、ほとんど手を加えるということになってまいります。そうした意味合いでは建物としての耐用年数につきましては、新築に近い耐用年数になってくるというふうに思っております。それから、これを同じような規模で新築をした場合、概算で3千6、7百万かかるということで、約1千万ぐらい余分にかかってくるということの中で改造をしていったものでございます。

それから、周辺整備についてはいろいろと今後の利用については計画をしております。この周辺整備につきましては、今回は1つは学校ビオトープを核をした環境整備ということで、子どもたちの学習環境を調べていくと、それによって心の教育ということで考えれば、非常にはかり知れない効果が期待されるものというふうに考えております。それからまた、この地域につきましてはほとんど自然がなくなった地域であるということから考えまして、今後この施設を児童と保護者、あるいは地域住民の方、あるいは学校職員がこの施設の維持管理、支援体制を今から確立をして協力関係をつくっていくということを期待をいたしてございまして、それによって今後西小学校が、今言われております学校づくり、開かれた学校づくり、これをより一層促進することができますし、それから、地域の方々の生涯学習の場として、私ども教育委員会としましては、将来にはこの地域の非常に大きな財産になってくるというふうに確信をいたしてございます。そうし

た中で学校としましては、現在この施設を使った年間計画を既に策定を、案をつくっておりまして、子どもたちの学習、あるいは地域の方、あるいは保護者の方、老人会、保育所とのコミュニケーションを図る事業を現在予定をいたしております。今後地域独自でこの施設も活用していただくということも教育委員会としては期待をいたしておる次第でございます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）それでは前田議員２点目のご質問にお答えいたします。

まず町道９号線の拡幅工事で、先ほどご説明しましたとおり、借家が２軒なくなったということで、それでは代替地まで用意してその面倒を見るのかということでございますが、この建替えにつきましては、９号線に隣接したところにお持ちの地権者さんの土地へ、そのなくなった借家を建替えるということでございますので、ご自分の土地へ建替えるということでございます。それと、金丸橋までの道路、沿道利用、ここ、敷地、宅地になりまして家が建つということであれば、当然４メートルほどの道路が必要でございますので、そういう現地の状況、それと町の意向が、金丸橋まで道路をつくっていききたいということもございまして、一致したということでご寄附をいただいてこの道路を整備していくというものでございます。それで、本来、そういうご要望がございまして、町の方もそういう意向がございましたので、当初予算でお願いしたいという意向がございましたが、寄附は同意は口頭では得たものの、官民境界の設定等々まだそういう事務が十分でございませんでしたので、このたびお願いするものでございます。

○議長（河野）前田君。

○１２番（前田）先ほど言いました、足らんのが、答弁の足らずがね、今言うように過去にもこういうふうにしてきたのか、今後もしていくのかということをおね、ちょっと今抜けておるんで言いますが、それをやってもらいたいということで、そのぐらいのことでええんですが。

教育委員会さん、あなた、これ坪に直して何ぼ高くつく安くつくいうて言うたらられますがね、今一般的に家を建てると何ぼぐらいかかるかいう試算か概算知ってってですか。何の計算もないでしょ。これ、漠然と120平米と計算すれば40坪、今ごろ50万ぐらい出してみなさいや、いい家ができるでしょ、木造なら。何を計算して言うてるんですか。そうして留守家庭児童館だけなら、空き教室言うたら怒られるから、余裕教室もあるでしょ。そこらの利用がなぜできないのか。一方ではね、学校の教育、課長が言うたんかだ

れが言うたんか私もわからんですがね、余裕教室はないんだ、空き教室はないんだ言うというて、余裕教室ならあります言うて、昨日か一昨日来出とるように、シルバーか老人クラブか知らんけどもね、それには自由に使わせておいて、子どもが使う言うたらないんじゃないかと、こういうところ、どうも理解できない。町長、さっきから言うようにね、その場限りの答弁しとるってのはこのことを言うとするんです。さっきからずっとそうなんですよ。どうしてその場を逃れようかっていう答弁なんですよ。ほんじゃったら、余裕教室、空き教室がないんなら、シルバーにも使われんはずでしょ。ほいで一方ではこうやってシルバーさんが使いながら、子どもが使う言うたら空き教室ありません、余裕教室ありません。学校の教室なんか3千万もかけて、2,500万もかけてやってみなさいや、2教室抜けば何ぼ平米になりますか、計算してみなさいや、わかりますか。単純に言いましょうか。60坪ありますよ、2教室、1教室抜いたらね。学校の1教室はね、ぱっと言うてもね、30坪あるんですよ。そうすとこれはね、全部言うても、玄関まで入れても40坪しかないんよ。今言われるぬれ縁、70センチじゃから平米には入りませんがね。そこら全く考えとってない。これ、町長に答弁もろた方がいいかもわからんが、いい加減答弁じゃろう思うんですが、どうですか町長、これ、建替えて、ね、だからそのコミュニティ、留守家庭児童館でやられるんはええんですよ、私ら先ほど言うのは耐用年数の問題なんです。それに近いものになると1千万高くつきます、それはいいんですよ。これを1千万安くして、例えば10年しかもたないと、15年しかもたないと。ほんじゃ1千万ようけ出してさらに30年、ということは20年ようけもつわけですよ。1千万ようけかけたことによって30年耐用年数がとれるんなら。その方が安いんじゃないんですかとかいうて言うとするわけですが、それは今言うことですが。だからこの2,650万円だったかな、むだなんです。これは町長、一考せないかんのではないですか。そこらどう思われますか。町長のそのあれをね、ひとつ、教育委員会、再度今言うた留守家庭児童館はね、空き教室とかそういうところ、余裕教室を利用してでもできようし、もう一回、これ考える気は、あんた方のその担当としてどう思とるんかということね。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） それでは道路の後退線につきましてご説明申し上げます。

今回の場合、たまたま障害物件をのけたところと新たに建てたいという持ち主がたまたま一致したということでこういう結果になりましたけれども、これは代替えの用地で先に道路を寄附を受けて、そこに代替えの用地を求めるということは間々あることでご

ざいます。たまたま今回はその方が同一であったというだけのことで、第三者の場合ですとこれはあり得るということでございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず留守家庭児童会、学校の余裕教室を活用する方策もあるんじゃないかという点につきましては、現実、西小と南小につきましては現在余裕教室を活用して留守家庭児童会を開設をいたしております。本来、留守家庭児童会と申しますのは、先ほどからの答弁の中で育児支援の一環ということで、理想から言えば、学校の授業が終われば教室でなくて別の場所へ「ただいま帰りました」ということでそこで育児支援をしていくと、学校からまず開放してやるということが理想でございます。そうした意味合いの中で、今まではそういった施設がなかったということの中で余裕教室を活用しておったわけですが、今回この西コミュニティホームの活用計画、ワークショップ等でも留守家庭児童会、それからあいた時間は地域へ開放施設ということが要望された中で、それを最大限に尊重さしていただきまして、こういう施設にしたものでございます。そうした中で、留守家庭児童会としてだけの施設であればもう少し改造費的には下がったとは思いますが、地域へ開放していく、地域にもどんどん使っていただきたい施設という位置づけの中で、両方の目的を達成するためにこのような金額になってまいりました。そうした中で耐用年数等も新築した方がいいのではないかという議論は我々の中にもあったわけですが、先ほど言いましたように、新築するとすれば、これは先ほど申しましたような金額がかかってまいりますし、基本的に、基本の部分の改造が大分出てまいりますので、建物自体としてはより新築に近い耐用年数になるという判断のもとで今回この改造をさしていただきたいというものでございます。そういった我々の考え、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

この建物を改造あるいは新築する場合に1つの基準としては、今前田議員がおっしゃいますように、坪単価での物の考え方もあると思いますけども、今回のまず改造についてはそのために設計をそれぞれ組んで総額でこういう金額になったと。それから新築した場合には、物の程度によると思いますけども、今言われた坪50万ぐらいのものもあるでしょうけども、今回建設の方でこれを撤去費を含んで積算をいたしましたところ、3千6、7百万、新築であればかかるという判断でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）資料5の1ページ、地方特例交付金と8番の地方交付税のことについてち

よっとお聞きします。地方特例交付金は12年度と全く同額の補正前の額になってるわけですね。それが今回1,688万4千円マイナスになっているというのは、今の説明ではちょっとあれなんですけども、大体これは減税に伴う市町村の減収の一部だということなんでしょうね。そういうことなんですな。だからこの減らした理由というんですかね、減らされた理由っていうのか、それがまず第1点。

それから地方交付税のことも昨年に比べてかなり、昨年が9億2千万でしたから、今回8億750万に下がってるわけですね。それでさらに231万下がったということは、基準財政需要額と基準財政収入額との差額でもって補てんするということになってるわけですが、その辺の関係はこちらの見込みに、当初予算との関係でね、相手の方というか、県の方との関係で見込み違いがあったのかどうかね。それとも、今現に言われてる交付税なんかを減額していこうという動きがあるわけですけど、それらと関連があるのかどうかということ。

それから、先ほど来、佐中議員の方からもあったんですけども、15ページの駅前整備費、その13の委託料2,817万円減額になってるわけですけど、ここに上げられてる3つの委託料が全部が未執行ということで、全額これは減額補正なさっているわけですかね。一番下の海田市駅南口土地区画整理事業実施設計業務委託料だけが未執行なのか、その辺どうなのかということ。というのは、行政報告でもありましたけども、公共施設等整備基本計画作成の委託料については本年度中に策定するという話があったんですけど、こういう書き方というのはあんまり感心しないんですよ。ちゃんとこう未執行なら未執行、全部未執行なら未執行というように書いておいてもらわないと、あとで出てくる繰越しとか債務負担行為にも出てませんしね、そういうことが関係してきますから、そういう点を気をつけていただきたいと思います。

それと、不動産、公有財産購入費、これは位置はどこですかね。その3点をお願いしたいと思います。

○議長（河野）暫時休憩します。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。桑原君の質疑に対する

答弁から始めます。財政課長。

○財政課長（内田） 桑原議員ご質問の地方特例交付金が平成12年度と同額という質問でございますが、これにつきましては本年度の13年度に予算編成が2月議会ということでございまして、県の資料が届くのが1月の26日だったものですから、そういうことで前年と同じ額を計上させてもらっております。それと2点目の地方交付税の額につきましては、これにつきましては、本年度から地方交付制度が若干変わりました、国と地方の責任分担を明確にしようということで、国が負担する分につきましては国の一般会計から、地方については臨時財政対策債ということを発行し財源を確保していこうというもので、これにつきましても1億数千万円につきましては起債を発行する予定をしております。

○議長（河野） 区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海） 駅前整備費の委託料でございますけれども、これは先ほど財政課長の方がご説明をいたしましたように、まちづくりワークショップと公共施設等整備基本計画作成業務につきましては、今回の補正予算で増額をお願いするものでございまして、実施設計につきましては未執行ということでプラスマイナスで2千8百幾らの減額補正になっておるものでございます。

それから公有財産購入費の場所でございますけれども、これは旧後藤石油店跡地に対する開発公社への支払い分でございます。

○議長（河野） ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原） まちづくりワークショップとそれから公共施設の増減の数字をお願いします。

○議長（河野） 区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海） まちづくりワークショップが68万2,500円、それから基本計画作成業務が494万6,550円、それから実施設計の減額分が3,380万円でございます。

○議長（河野） いいですか。山岡君。

○14番（山岡） 14番、山岡ですが、西小のところのコミュニティの関係ですがね、これ、教育委員会はね、教育部長、しっかり答弁しておられるんですが、教育委員会の見解がね、現地を見られたり、その中の教育委員会での取り組みはどういうふうにされたか。当時その現地を見られて、この建物を移転したり新築したりというようなことを検討されていたかどうか、ちょっと教育長の方から答弁してください。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（李木） ご指摘をいただいておりますこの西コミの状況につきましては、当然私も現地を確認をしながらですね、今回の活用方法について検討してきたわけでございます。ただ、先ほど来いろいろとご指摘いただいておりますこのぬれ縁の問題につきましては、地域からのいろいろなワークショップの中でできたものでございますが、いずれにしても議員の皆さんからのご提案、ご指摘をいただいておりますので、我々いたしましてはこの体育館側のぬれ縁につきましては執行段階で検討していきたいと、ご意見を大切にしながらいかなければいけないというような思いをいたしておりますけれども、現地は十分我々は確認をいたしております。

○議長（河野） 山岡君。

○14番（山岡） 今、教育長言われるね、現地を見ておられる、そら当然のことなんです、ワークショップとかいろいろな地域の方の要望とか意見を踏まえて、教育委員会へ恐らく答申されておると思うんですが、教育委員会がそれに対してですね、例えば今、皆さんから意見が出るとような移転をさすとかね、それとか新設とかいう意見に対してどういうふうな見解を持っておられましたか、ちょっと、教育委員会での打ち合わせの間の、どういうことがあったかということをお教えください。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（李木） 西コミュニティホームの改築といいましょうか、これを再利用ということにつきましては、先ほど来お話が出ておりますようにワークショップで一応立ち上げて、皆さんの声を聞きながら絵づくりができてきたということでございますが、その途中段階で、そのワークショップの代表でありますもの、あるいはその成果を取りまとめたものを何度も我々は提示いただきながら、教育委員会として、例えば再生するのであれば、今の地域に開かれたという視点からして周辺整備も含めたそういう取り組み方をしていくことが望ましかろうと、こういう意見とかですね、さらにはそうであるならば、一層その地域の皆さんあるいは学校サイド、あるいは場合によっては今の近くにありません保育所、ここらあたりの活用という視点から、そういった皆さんの声も重々大事にしていかなければいけないと、こういう視点で学校の方の意見もまた返して聞いていただく、あるいは地域へ帰ってまた声をいただくというようなことも繰り返しながらでき上がってきた案と承知しております。

○議長（河野） 山岡君。

○14番（山岡） この事業に対する補助がですね、国の方から出て、県の方からはないと

ということなんですけど、総合的に見まして、公園的な問題と、またそういう施設の問題があるんですが、例えば施設の問題なんかに対する補助金の、県とか国とかの補助金の問題を、新設の場合に取り入れることはできなかったのかなとか、その点についてお尋ねしたい。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）周辺整備につきましては非常に少ない補助金なんですけど、留守家庭児童会の建物についてはこの改造に当然補助金がつきますし、新築の場合も補助金がつきます。ただ、今回の改造につきましては、本来であれば補助金がつかなかったわけなんですけども、急遽国の補正予算の中で14年度事業が前倒しをされた中でこの改造にも補助金がつくということで今回補正予算をお願いしたものでございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）今の移転のだけでもそれだけの国の補助金がついたということは、新設に、新しく建替えた場合でもかなりの補助金がつくと思うんですが、それらの試算はされたかどうか、お願いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）補助事業の基準単価の計算方法は同じでございますので、その補助対象金額はいずれも超えていくということで、今回の改造であれ、新築であれ、補助金については同額の計算でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。住吉君。

○13番（住吉）本案について反対の討論をいたします。先ほどからいろんな意見が出ておりますけれども、工事請負費は2,650万円を上げておられます。まさしく40坪程度でございまして、中は空ですからね、今の時代、30万もかければできるんじゃないかと、1,200万ぐらいでできるだろうというように、最低はね、それより安くできるかもわからん。補助が同じようにあるんなら、いいものを新築した方がいいと、建替えた方がいいということでございます。

それから、現在これはプレハブですからね、耐用年数がもう来るんじゃないかいうような建物なんです。したがって、これを増築したり、あるいは改造するということは、全く先ほどから意見が出ておるとおり、税金のむだ遣いであります。それから、ぬれ縁の問題は検討すると言われたからいいですがね。

それから私に言わせれば、地域の代表が出ておりまして、地域の代表の意見を聞かれたんだから文句は言いませんけども、帰って相談しなかったんだから、それはその代表の責任にあると思います。ただし町としては、町行政としては、弱者切り捨て、弱者の無視という行政になろうかと思います。私は何遍も要求してきたことですからね。その点は十分にわきまえてほしいということもありますが、いずれにしても、税金のむだ遣いということにおいて、反対をいたします。これを許したら、我々議員の責任を問われる問題だろうと思います。議員の皆さんもよくその点を考えてお願いをいたします。以上をもって終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。

○12番（前田）議長、動議。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）先ほど来ずっと出ておるんですが、西のコミュニティですか、これの予算についての執行部の考え方、先ほど来すっきりしてないんですが、その態度を決めて採決に入ってもらいたいと思うんですが。

○議長（河野）ほかに意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）この際、休憩します。20分再開。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって第50号議案については可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、第51号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第51号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、公共下水道整備工事費の増額等の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ632万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,923万7千円とするものでございます。

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料10、補正予算説明書の2ページをご覧くださいと思います。まず歳出でございますが、最初に総務費の一般管理費を632万5千円増額補正するものでございます。内訳といたしましては、人事異動等による人件費を518万2千円、また受益者負担金前納報奨金につきましては、前納された方が予想以上に多かったため、報償費を114万3千円それぞれ増額するものでございます。なお給与費明細書につきましては、先ほど総務課長が説明いたしました一般会計に準じたものになっております。詳細につきましては資料の3、4ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

次に事業費の公共下水道整備費でございますが、下水道工事に伴うガス管、水道管、N T Tケーブル等の支障移転補償に残額が見込まれるため、面整備の拡大に組替えるもので、22節補償費補填及び賠償金を2,200万円減額し、15節工事請負費を同額増加するものでございます。なお面整備の工事箇所につきましては資料11に添付いたしております。

続きまして1ページの歳入でございますが、632万5千円増額いたしておりますが、一般会計繰入金をその財源として予算措置するものでございます。

それでは第51号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,923万7千円とするものでございます。また既定の債務負担行為の追加につきましては、国の補正に伴うものであり、2億3千万円の債務負担行為をするものでございます。工事箇所につきましては資料12に載せております。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）ただいま庶務課長が説明した中で、1カ所読み間違えてる点がありますので、ご訂正さしていただきたいと思います。資料の1ページ、歳入のところでございますけど、一般会計繰入金を充てると言いましたけど、これは繰越金の間違いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山君。

○8番（西山）説明書の2ページの一般管理費、報償費、公共下水道事業受益者負担金前納報奨金ですけども、何軒の方が前納、見積りよりも多かったという今答弁でしたけど、何軒の方が前納を、増になられたのか内訳を。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）前納報奨金の前納された方が増えたということでございますが、これにつきましては一応当初予算のときに、1千平米以下の方、約7割の方が前納報奨制度を受けられると思ひまして予算を立てております。それで、今回補正いたしましたのは、1千平米以上の方が当初は分割予定、全員の方が分割予定されると予定しておりましたが、金利の関係もあると思いますが、その方々が一括払いをされたと、そういう関係でこの114万3千円の補正をお願いするもので、軒数といたしましては約、1軒当たりの最高限度額が5万円ですので、25軒くらいの前納報奨を受けられた方がおられます。以上でございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）資料の12の分でお願いします。あのですね、今までは補正予算でも何でも図面出されるときにね、開削工法と推進工法を色分けなりして出してくれちゃったんじゃが、これでは開削工法がどこか、推進工法がどこかわかりませんが、これですよね、ちょっと聞きますが、この資料の1ページ目ですよね、まあ私、特に関係あるところですが、町道7号線と96号線ですよね。どこが推進工法でどこが開削工法かちょっと、第1点目にその答えを。それからですね、さっき言うた、ちょっと色分けないとして、今まで出した書類にはちゃっとしてありましたが、なぜされなかったか、その理由。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）工事箇所図につきましては、例年どおりこういうふうな資料で出させていただきます。で、工事の認定というときには開削工事とかそういうよう

な一応出さしてもろとるように思っております。それと今の1ページのですね、推進工事なんですけど、町道7号線と町道96号線、この全延長が推進工事でございます。で、サブ管につきましては東海田公民館の横の筋をサブ管ということで開削工事を予定しております。それと、次の2ページでございますけど……。 （「もうちょっとゆっくり言うて」と呼ぶ者あり）町道7号線とですね、今の町道96号線全線にわたす推進工事でございます。それと開削工事は東海田公民館の横の町道部を115メートル、サブ管を予定しております。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） いや、こういう問題が出るからね、私が言うのは、開削工法と推進工法を色分けしてもうとったら、何でか言うたら、ここに概要に載ってますからね、いいですか。これは補正予算じゃのに、まあええ言われればええんじやが、あのね、なぜか言うて、工事、あれしたらね、承認してあれしたらもう工事にかかれるでしょ、ほたら、ここに面した住民や何じゃかんじやが、これ、説明せないけんでしょ、私らは。だからやっぱりこういう色分けしてもうろた方が、私、非常に便利がええと思いますが、まあよろしゅう、やってもらえるかやってもらえんか。

○議長（河野） 上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤） 資料のつくり方でございますが、この部分につきましては総務課、総務部の方がやっとするわけですけど、指導がですね。で、まあ確かに決算認定等については色をつけとります。議員さんの方の要望でございますので、これから総務部と協議して対処したいと思うんです。以上でございます。

○議長（河野） 助役。

○助役（石原） 大変貴重なご意見をいただきましたので、以後そのようにさせていただきます。

○議長（河野） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第51号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第51号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第52号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第52号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、老人保健医療費拠出金の増額等の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ1億1,139万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,059万6千円とするものでございます。

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは第52号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。最初に今回補正予算として提案申し上げますものうち、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、低迷する経済状況の影響等もあって、被保険者の増加にあわせて相談件数等も多くなり、窓口での対応に費やす時間も大幅に増えております。さらには収納業務での事務処理量等の増加もあって、事務処理が停滞するなどどうしても時間内の対応が困難な状況となりましたので、臨時職員を雇用し、サービスの低下を防止するための費用について、また前々年度、すなわち平成11年度の全国の老人保健医療費総額の確定等に伴い、老人保健医療費拠出金と事務費拠出金に不足が生じたので、前年度の繰越金と基金を活用し、必要な補正をお願いするものでございます。恐れ入りますが資料の13、補正予算説明書をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは歳出よりご説明いたします。2ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節の共済費の4万6千円は、先ほど申し上げました臨時職員の1月から3月までの労働保険料でございます。次に7節賃金の33万4千円は臨時職員を雇用するための費用でございます。

次に3款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金の1億952万4千円でございますが、先ほど申し上げましたが、平成11年度、全国の老人保健医療費総額の確定等に伴い、老人保健医療費拠出金に不足が生じたための予算措置でございます。また2目老人保健事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金の101万9

千円でございますが、医療費拠出金と同様確定に伴う増額でございます。

次に５款１項共同事業拠出金、１目高額医療費共同事業医療費拠出金、１９節負担金補助及び交付金の４６万７千円でございますが、この拠出金は市町村からの拠出金をプールし、共同事業交付金として８０万円を超えた部分の医療費に対して交付されるもので、本町が負担する拠出金に不足が生じたためのものでございます。なお国保会計の歳入予算には共同事業交付金として１,８４４万４千円を予算化しております。

続きまして歳入について説明をさせていただきます。恐れ入りますが１ページに戻っていただきたいと思います。８款繰入金、１項１目１節基金繰入金としては、海田町国民健康保険基金からの５,０７５万４千円を取り崩したものでございます。また、９款１項１目１節の繰越金６,０６０万６千円は、平成１２年度の繰越金の６,０６３万６千円でございます。

以上、歳入歳出それぞれ１億１,１３９万円を予算措置し、歳入歳出２０億６,０５９万６千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山君。

○８番（西山）８番、西山です。資料１３の２ページの老人保健医療費拠出金、今回１億９５２万４千円、平成１１年度の医療費がかかったということですが、過去平成１１年度に当初予算が３億８,４３２万３千円計上されておりました、補正で６,６８２万４千円、平成１２年度が当初予算が４億６２３万円で、補正が６,１６２万１千円。で、今回当初予算が４億６,８９５万６千円で、１億９５２万４千円という拠出金になったわけですが、高齢化率が進んで医療費の増でこれだけ国の予算が足らなくて拠出することはわかるんですけども、この増を見てくださいと、当初予算が少し甘かったんではないか、当初予算をもう少し、前年度平成１２年度の決算でいきますと、もう少し当初予算を強く上げとくべきではなかったかという考えと、もう１点は、今回前年度に比べて４千万余りの拠出金になってるんですけども、この請求が来たときに、なぜ、高齢化率が上がったっていうのももちろんあるんですけど、理由をお聞きになったかどうか、その辺２点お願いします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）まず当初予算の措置でございますが、ご存じのとおり老人保健の医療費拠出金につきましては、従来から老人保健法の第５４条に基づき、保険者であります海田町国民健康保険特別会計としましては国の方へ拠出をしております。こうした中、今回の補正額でありますものの内容をちょっと申し上げてみますと、その拠出する目的

としましては、当該年度の国が示す、調整する確定に伴う概算での拠出金と、前々年度の医療費の確定に伴い国が示しました概算額から確定額とを比較して精算する額があれば、その額を加算して拠出するというものになっております。そうした中、平成13年度の老人保健医療費拠出金としましては、まず国から示されました平成13年度の概算医療費拠出金が4億9,405万6,523円で行っていました。その当初予算額、先ほど西山議員さんが言われた当初予算額4億6,896万6千円を差し引いた2,510万523円がその段階でまずは不足額になっております。それにプラス前々年度、すなわち平成11年度の概算医療費拠出金が4億2,719万5,655円からで行っていましたが、平成11年度の老人保健医療費の確定に伴う本町の平成11年度の確定医療費拠出金額としまして5億980万325円ということでの確定の指示をいただいております。その確定額から概算額を差し引いた金額の差、いわゆる精算額が8,260万4,670円として新たに負担するものとなったものでございます。さらに精算額の利子等に当たります調整金額として181万8,211円が加わって、その結果平成13年度の本町が拠出します老人保健医療費拠出金としましては、先ほどの平成13年度の概算拠出金の不足額であります2,510万523円と平成11年度の確定に伴います精算額であります8,260万4,670円、さらに調整金額の181万8,211円を加えた合計額の1億952万3,404円が必要となりまして、当初予算額の4億6,896万6千円に対し1億952万4千円の増額をお願いしたものでございます。

ということで、平成11年度の国が示しました概算額が確定に伴います確定額を差引きますと、8,200万という金額を精算額として13年度の拠出金にプラスしたものとなりましたので、こうした多額の金額になったものでございますので、この2点目のご質問に関係すると思いますけど、この状況につきましては、もちろん社会保険診療報酬基金の方にも問い合わせしましたし、近隣町の方にも問い合わせまして、やはり金額の差はあるものの同じような状況になっておるようでございます。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第52号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第52号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第52号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第53号議案、平成13年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第53号議案、平成13年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。平成13年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、昇任、昇格及び人事異動による人件費を補正するもので、収益的支出を41万8千円増額し、事業費用総額を4億7,280万1千円とし、また資本的支出を73万3千円増額し、資本的支出総額を3億2,412万1千円とするものでございます。

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは第53号議案、平成13年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料14の1ページをお願いいたします。

まず事業費用の営業費用でございますが、人事異動等による人件費の補正をいたしております。原水及び浄水費を127万5千円増額補正、配水及び給水費を47万6千円減額補正、総係費を38万1千円減額補正いたしております。このうち原水及び浄水費のみ増額補正となっておりますが、これは浄水場職員による水質検査等を、土日、休日の1人勤務のときに限り、浄水場が無人にならないように時間外に実施しているため時間外手当の増額が必要となったことが主な理由でございます。

続きまして資本的支出でございますが、配水設備整備費を73万3千円増額補正いたしております。これは職員の昇任、昇格及び人事異動等による人件費の増によるものでございます。なお給与の明細につきましては3ページ以降に給与費明細書等を添えておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に第53号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成13年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、事業費用を41万8千円補正いたしまして4億7,280万1千円とし、また補正予算書第3条の予算第4条の予定額は資本的支出を73万3千円補正いたしまして、3億2,412万1千円とするものでございます。次に補正予算書第4条の予算第7条に定めた経費の金額、職員給与費を112万2千円補正いたしまして、1億2,265万2千円とするものでございます。以上で補

正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第53号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第53号議案については原案のとおりこれを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、発議第8号、米国における同時多発テロ事件に関する決議案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員ですので質疑討論を省略いたします。これより発議第8号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第8号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって発議第8号については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、発議第9号、WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しておるとおりでございます。本案については提出者が全員ですので質疑討論を省略いたします。これより発議第9号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第9号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって発議第9号については原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、議員活動、議会活動を通じて町民の代表としてその職責を全うされ、本町の発展のためご尽力されましたことに対し、心から敬意を表するものでございます。厳しい寒さの中、皆さん方にはくれぐれもご自愛くださいましてご多幸の新春をお迎えくださることを心からお祈り申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

以上で平成13年度第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午前 11 時 54 分 閉会